

# 横浜市官民データ活用推進計画（素案）について 市民の皆様のご意見を募集します

## 1 計画策定の経緯 全体版P.2～14

ICTの進展と  
法令の整備

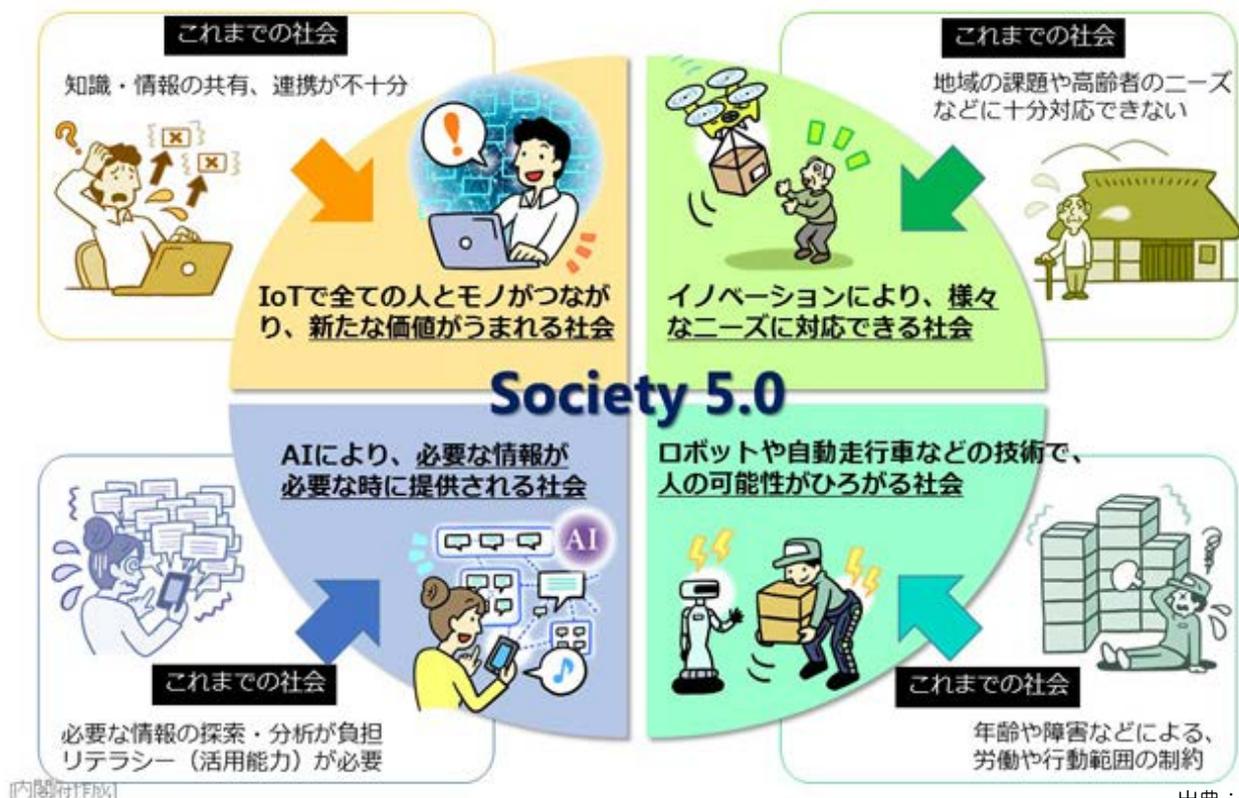
スマートフォンやIoTの普及、クラウドコンピューティングによるデータ保存の大容量化など、ICTの進展に伴いデータ量が大幅に増加しています。また、コンピュータの処理能力の向上やAI等の技術革新により、膨大なデータを効率的に分析・活用できる環境が整いつつあります。

こうした中、平成28年12月に、データが人を豊かにする社会の実現を目指す官民データ活用推進基本法が成立し、横浜市においても、平成29年3月に「官民データ活用推進基本条例」を制定しました。本計画はこれらの法令等に基づき、策定するものです。

なお、国においては、IoT、AIなどICTに関する先端技術を活用した新しい社会の姿として「Society5.0」※が示され、実現に向けた取組が進められています。

※ 第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

### 【参考：Society5.0が目指す社会の姿】



出典：内閣府 HP

## 2 計画の目的 全体版 P.1

ICTの進展によりデータ活用への期待が高まるなか、本市におけるこれまでの取組を踏まえ、官民データ活用の推進に関する施策や推進体制に関する基本的な事項を定め、計画に基づき着実に取組を進めることで、3つの目的の実現を目指します。

安全で  
安心な  
市民生活

新しい取組・サービスによる社会課題の解決  
行政手続のオンライン化等による市民の利便性向上 等

経済  
活性化

データ分析を基にした作業工程の効率化・低コスト化  
デバイス開発、新規ビジネス・サービス創出促進 等

市政運営  
の効率化

データを重視した政策形成による効果的・効率的な市政運営 等

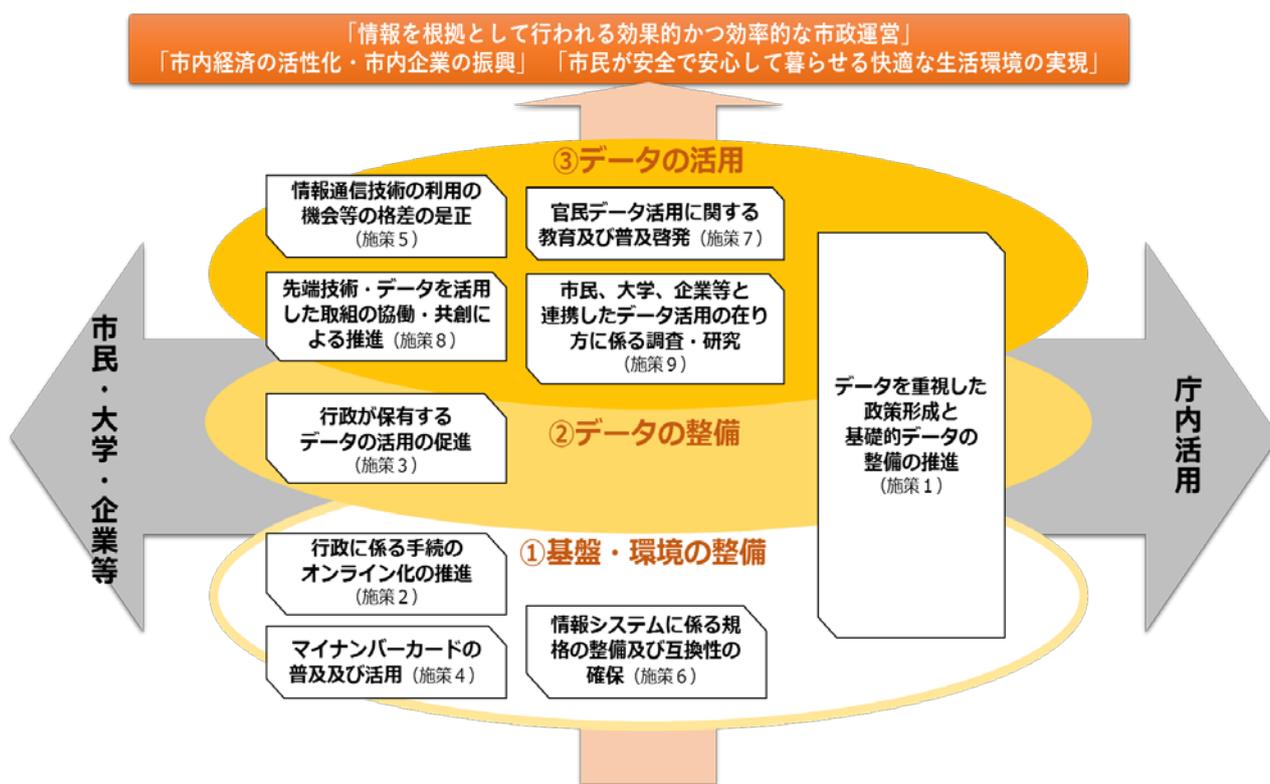
官民データとは

国や地方公共団体、事業者により、管理、利用、提供される電磁的記録に記録された情報のうち、国や地方公共団体の安全を損なうおそれや、公の秩序の維持を妨げるおそれ、公衆の安全の保護に支障をきたすおそれがあるものを除いたデータのこと

## 3 施策の考え方 全体版 P.15~17

① 基盤・環境の整備 ② データの整備 ③ データの活用の観点から9つの施策を推進します。

また、データ活用の場面として、「庁内」と「市民・大学・企業等」による活用を想定しながら取組を進めます。



## 4 9つの施策 全体版 P.18~38

### 施策1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進

市職員のデータの有用性に関する意識醸成、各区局の政策形成等におけるデータ活用の推進 等

### 施策2 行政に係る手続のオンライン化の推進

行政手続のオンライン化、簡易な手続のオンライン化 等

### 施策3 行政が保有するデータの活用の推進

オープンデータ整備・活用環境の改善、民間ニーズを踏まえたオープンデータの公開 等

### 施策4 マイナンバーカードの普及及び活用

マイナンバーカードの活用推進、マイナポータル等の活用 等

### 施策5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正

様々な要因に起因する格差に対する支援、情報の的確な発信 等

### 施策6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

データの共同利用とシステム連携、先端技術の活用 等

### 施策7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発

データ活用に関する教育、普及啓発、市職員の人材育成 等

### 施策8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進

先端技術やデータを活用した個別プロジェクトの推進、イノベーションを創出するプラットフォーム等環境づくりの充実 等

### 施策9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究

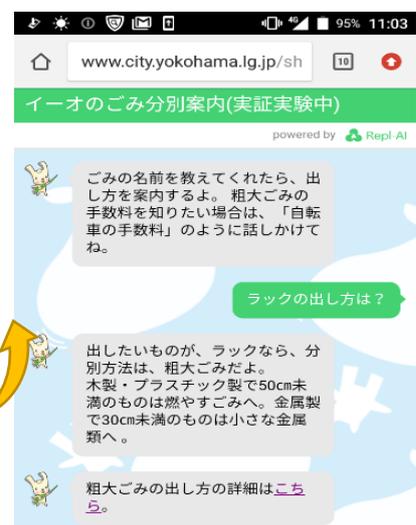
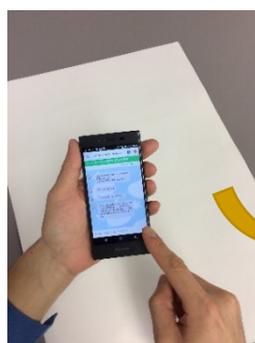
多様な民間主体との協働・共創による調査研究の推進、横浜市立大学等との連携 等

#### 【参考：データ活用事例】

AIを活用した  
「イーオのごみ分別案内」



株式会社 NTT ドコモ×横浜市資源循環局



## 5 ポイント

本計画のポイントは、次の3点です。

- ① 協働・共創による取組の推進 ② 横浜市立大学等との連携 ③ データを重視した政策形成の推進

協働  
共創

IoT、AI等先端技術やデータを活用した取組やデータ活用に関する調査研究を本市の強みである協働・共創によって推進します。

大学  
連携

平成30年にデータサイエンス学部を開設する横浜市立大学をはじめとした大学・研究機関と連携します。

データを  
重視した  
政策形成

市職員のデータの有用性に関する意識醸成を進め、各区局の政策形成等におけるデータ活用を一層推進します。

### ■ 意見募集期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月12日（月）まで

### ■ 提出方法

次のいずれかの方法で横浜市政策局政策課までご提出ください。

- (1) 電子メール [ss-ssc@city.yokohama.jp](mailto:ss-ssc@city.yokohama.jp)

※メール件名に【意見募集】と表記してください。

- (2) 郵送（当日消印有効）横浜市中区港町1-1 横浜市政策局政策課 宛 ※様式は問いません。

- (3) F A X 045-663-4613 横浜市政策局政策課 宛 ※様式は問いません。

### ■ 資料の配布場所

本資料は市民情報センター（市役所内）、区役所広報相談係で配布・閲覧しています。

【全体版】は、政策局政策課政策支援センター（市役所内）で閲覧可能です。

※市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/oisuishin/>）でも閲覧可能です。

#### ▶ 注意事項

※個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※いただいたご意見の内容につきましては、個人情報を除いて公開する可能性があります。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、F A X番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

#### ▶ 発行・お問合せ

横浜市政策局政策課政策支援センター

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL：045-671-2066 FAX：663-4613

e-mail：[ss-ssc@city.yokohama.jp](mailto:ss-ssc@city.yokohama.jp)

